

# 豊中市小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちのみなさまへ

令和5年12月1日から  
全国の指定小児慢性特定疾病医療機関で受給者証をお使いいただけます。

## ① 小児慢性特定疾病医療受給者証の受診する医療機関の記載方法が変わります。

令和5年12月1日以降に豊中市が発行する医療受給者証の指定医療機関記載欄には、指定医療機関名は個別に記載されません。ただし、受診する医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関」として指定を受けていれば、受給者証を使用することができます。

更新後は、「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」と記載されたものに、順次切り替わります。

### <受給者証の変更例>

旧表記

指定医療機関	〇〇病院	所在地	〇〇市
	〇〇薬局	所在地	〇〇市
	〇〇訪問看護ステーション	所在地	〇〇市
		所在地	
		所在地	

新表記

指定医療機関	全国の指定小児慢性特定疾病医療機関	所在地	
		所在地	

医療機関の個別名称は  
記載されません

※受給者証が使用できるのは、認定された疾病にかかる保険診療に限ります。

## ② 指定医療機関の追加・変更申請は不要となります。

令和5年12月1日以降は、受診を希望する指定医療機関の追加・変更申請は不要です。

## ③ 現在お持ちの受給者証もそのままお使いいただけます。

すでにお持ちの受給者証(個別に指定医療機関名が記載されているもの)についても、令和5年12月1日以降は、「指定小児慢性特定疾病医療機関」として各自治体の指定を受けている医療機関であれば、使用することができます。次回更新時まで、そのままご使用ください。

なお、有効期間の途中で医療保険や住所等が変わったため変更届を提出し、改めて受給者証が交付された場合は、上記の受給者証の変更例の新表記となります。

令和5年12月1日以降に受給者証に記載のない指定医療機関にかかられる際は、受給者証と一緒にこの案内文書を医療機関に提示してください。

※全国の指定小児慢性特定疾病医療機関のリストは、その医療機関の所在地を管轄する都道府県、指定都市、中核市のホームページをご確認ください。(指定都市、中核市以外の市町村の医療機関につきましては、都道府県が管轄しています。)

### 【問合せ先】

豊中市 こども未来部 おやこ保健課  
豊中市岡上の町 2-1-15  
電話 06-6858-2800